

赤字解消・激変緩和措置計画(市町村名)

都道府県名	保険者 番号	保険者名
大阪府	29	泉南市

I. 赤字の発生状況

I - (1) 法定外繰入金の状況

様式5 平成28年度 国民健康保険事業における一般会計繰入金の繰入理由別状況表から転写してください。
※網掛けは、大阪府の整理による解消すべき法定外繰入

決 算 補 填 等 目 的									
決算補填等目的のもの						保険者の政策によるもの			小計
保険料の収納不足のため	累積赤字補填のため	医療費の増加	後期高齢者支援金等	公債費等、借入金利息	高額療養費貸付金	保険料(税)の負担緩和を図るため	地方単独の保険料(税)の軽減額	任意給付に充てるため	
① (円)	② (円)	③ (円)	④ (円)	⑤ (円)	⑥ (円)	⑦ (円)	⑧ (円)	⑨ (円)	①～⑨ (円)
0	0	0	0	0	0	0		0	0

決 算 補 填 等 以 外 の 目 的												合計
保険料(税)の減免額に充てるため	地方単独事業の医療給付費波及増等	保健事業費に充てるため	直営診療施設に充てるため	納税報奨金(納付組織交付金等)	基金積立	返済金	その他	その他	その他	その他	小計	
							一部負担金の減免額の補填	多子世帯支援奨励金	その他(解消すべきもの)	その他		
⑩ (円)	⑪ (円)	⑫ (円)	⑬ (円)	⑭ (円)	⑮ (円)	⑯ (円)	⑰ (円)	⑱ (円)	⑲ (円)	⑳	⑩～⑳ (円)	㉑=①～㉑ (円)
32,079,900	8,464,517	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40,544,417	40,544,417

※その他は、理由別に区分けて貼付してください。

(千円)	
(A)解消すべき法定外繰入金(国定義) ①～⑨	0
(B)解消すべき法定外繰入金(大阪府定義) ①,③～⑨,⑩,⑭,⑮,⑰～⑲	32,080

【確認事項】 赤字がある場合で、平成30年度予算ベースまでに赤字を解消する見込みの有無。

☐ 確実に赤字を解消する見込み(赤字解消計画の策定をしない)。

☐ 赤字を解消する見込みが不明または困難(計画を策定する)。

I - (2) 繰上充用金の新規増加額(C)

(千円)			
繰上充用金	平成27年度	平成28年度	(C) 新規増加額
	574,902	188,961	0

H28事業年報の数値に合わせてください。

I - (3) 赤字額

(千円)		
国 定 義	(D)=(A)+(C)	0
大阪府定義	(E)=(B)+(C)	32,080

I - (4) 赤字の原因

当該年度の住民税が非課税もしくは均等割のみ課税されている世帯について申請があった場合、所得割の半額を減免しており、その財源を一般会計から繰入しているため。

Ⅱ．赤字の解消計画

Ⅱ - (1) 赤字解消のための基本方針

大阪府の運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるため、府統一の減免基準に合わせる。

Ⅱ - (2) 赤字解消のための具体的取組

住民税が非課税の方に対して所得割の50%の減免となるが、令和2年度以降において、段階的に減免率を下げていき、令和6年度で完全に非課税減免を廃止し、大阪府の統一基準に合わせる。

Ⅱ - (3) 赤字解消の年次計画
(総括表 国定義)

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します									
	対象額	第1年次 平成30年度	第2年次 令和元年度	第3年次 令和2年度	第4年次 令和3年度	第5年次 令和4年度	第6年次 令和5年度	最終年次 令和6年度	合計
法定外繰入の解消予定額(率)	－	0	0	0	0	▲ 50,000	▲ 60,000	110,000	0
	－					#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
残額	0	0	0	0	0	50,000	110,000	0	0
繰上充用金の新規増加額 解消予定額(率)	－								0
	－								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	－	0	0	0	0	▲ 50,000	▲ 60,000	110,000	0
	－					#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
残額	0	0	0	0	0	50,000	110,000	0	0

(総括表 大阪府定義)

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します									
	対象額	第1年次 平成30年度	第2年次 令和元年度	第3年次 令和2年度	第4年次 令和3年度	第5年次 令和4年度	第6年次 令和5年度	最終年次 令和6年度	合計
法定外繰入の解消予定額(率)	－	▲ 2,256	649	7,566	11,241	▲ 44,731	▲ 54,457	114,068	32,080
	－	▲ 7.03%	2.02%	23.58%	35.04%	▲ 139.44%	▲ 169.75%	355.57%	100.00%
残額	32,080	34,336	33,687	26,121	14,880	59,611	114,068	0	0
繰上充用金の新規増加額 解消予定額(率)	－	0	0	0	0	0	0	0	0
	－								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	－	▲ 2,256	649	7,566	11,241	▲ 44,731	▲ 54,457	114,068	32,080
	－	▲ 7.03%	2.02%	23.58%	35.04%	▲ 139.44%	▲ 169.75%	355.57%	100.00%
残額	32,080	34,336	33,687	26,121	14,880	59,611	114,068	0	0

Ⅲ. 激変緩和措置計画

Ⅲ-(1)府統一基準に向けた基本方針

--

Ⅲ-(2)激変緩和の年次計画

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1 保険料・税区分		税	税	税	料	料	料	料	料	令和2年度からの料方式の運営に合わせ、令和元年度に条例改正、国保システムの改修を行った。
2 保険料率 (医療)	所得割(割合)	9.65%(50)	9.75%(50)	9.46%(45)	統一	統一	統一	統一	統一	所得割・均等割・平等割については第3年次(令和2年度)から府の標準保険料率に改定しており、以降も標準保険料率を設定する。賦課限度額については、第5年次(令和4年度)で府統一基準に統一。
	均等割(割合)	25,600円(35)	21,760円(30)	26,520円(35)	統一	統一	統一	統一	統一	
	平等割(割合)	23,700円(15)	29,490円(20)	30,690(20)	統一	統一	統一	統一	統一	
	賦課限度額	47万円	51万円	51万円	57万円	61万円	統一	統一	統一	
2 保険料率 (後期)	所得割(割合)	3.00%(50)	3.33%(50)	2.91%(45)	統一	統一	統一	統一	統一	所得割・均等割・平等割については第3年次(令和2年度)から府の標準保険料率に改定しており、以降も標準保険料率を設定する。賦課限度額については、第2年次(令和元年度)で府統一基準に統一。
	均等割(割合)	7,800円(35)	7,430円(30)	8,550円(35)	統一	統一	統一	統一	統一	
	平等割(割合)	7,200円(15)	10,070円(20)	9,930円(20)	統一	統一	統一	統一	統一	
	賦課限度額	14万円	17万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
2 保険料率 (介護)	所得割(割合)	2.80%(50)	2.50%(50)	2.58%(40)	統一	統一	統一	統一	統一	所得割・均等割・平等割については第3年次(令和2年度)から府の標準保険料率に改定しており、以降も標準保険料率を設定する。賦課限度額については、第2年次(令和元年度)で府統一基準に統一。
	均等割(割合)	9,200円(35)	12,020円(50)	18,980円(60)	統一	統一	統一	統一	統一	
	平等割(割合)	5,700円(15)	0	0	統一	統一	統一	統一	統一	
	賦課限度額	12万円	14万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
3 保険料の減免基準		据え置き	据え置き	据え置き	一部改定	一部改定	一部改定	一部改定	統一	段階的に独自減免(住民税非課税減免)の割合を下げ、令和6年度で完全廃止とし、府の統一基準に合わせる。
4 仮算定の有無		統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
5 本算定の時期		統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
6 納期数		統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
7 一部負担金の減免基準		据え置き	据え置き	統一	統一	統一	統一	統一	統一	

上記のとおり提出します。

令和 6 年 8 月30日

大阪府知事 吉村 洋文 様

保険者名 泉南市

代表者名 泉南市長 山 本 優 真

印

